

毎晩遅くまで働いてるのに残業代つかない…。

これって

おかしいよね！

会社に
辞めてくれ
つて言われたら

あなた
どうしますか？

一方的都合で解雇はできません（パートも同様）

労働条件 護身術



労働基準法では、正当な理由のない解雇は禁止されています。解雇できるのは客観的・合理的な理由があって、社会通年上、相当と見られる場合のみです。経営難の場合の整理

解雇でも裁判では次の4つの要件の1つでもかけると解雇は無効とされています。

- ①人員削減の必要性があるのか。
- ②経営者が解雇を回避するための努力をしたか。
- ③解雇される者の選定が合理的に行われているか。
- ④解雇の手続きが妥当であるのか。

退職は本人の意思です

退職するかどうかは、本人の自由意志です。退職の意志がなければ、「やめない」という意思表示をしましょう。

残業代未払いは「労基法違反」。会社の「犯罪行為」です

労働基準法では、所定労働時間を超えて残業をさせた場合、割増賃金を支払うことが事業主に義務づけられています。残業代の未払いは労働基準法違反で事業主は罰せられます。

通常のコ残業の場合は、時間賃金の25%、深夜勤務（夜10時～翌朝5時）は50%、休日出勤は35%の割増になります。残業代未払いの場合は、労働基準監督署

に「申告」して支払わせることができます。

法律は週40時間制です

労働基準法では、労働時間を原則1日8時間・週40時間以内と定めています。それ以上働けば時間外労働（残業）になります。また休日は1週に1回または4週に4回以上与えることになっています。

パートも臨時もアルバイトも有休は自由にとれます

労働基準法では、年休の最低基準を決めています。年休は入社後6ヵ月勤務し、その間の出勤率が80%以上であればその後1年間に10日間の年休が取得できま

す。またパートやアルバイトも出勤日数に応じて年休が取得できます。また理由の如何に関わらず年休は自由に取れます。

時給681円以上でないとは違法です

愛知の地域最低賃金は時間額681円。パート・アルバイトなど働くすべての人に最低賃金が

適用されます。これより安い賃金で働かせると事業主は、最低賃金法違反で罰せられます。

仕事につくときは、文書で契約しましょう

事業主は、労働者を雇用する時に労働条件を文書で明示する義務があります。

雇用契約時には、賃金・労働時間・休暇などを確認する文書を得ましょう。

あなたの声に愛労連はお応えします

「残業代を
払わせました」
地域労連と共同して
ひとり数10万円も



成木彦朗
(日立・情報機器事業部)

日立製作所情報機器事業部(尾張旭市)では、深夜に及ぶ残業が常態化し、一年余で青年労働者が3人も在職死亡しています。また、関連子会社「日立AE」でも、深夜、休日に及ぶ業務が続いても約20時間の残業予算を超える申請はできませんでした。

私たちは、数年前から愛労連、尾東労連などと共同し、地域総行動で労基署へ要請を行ってきました。その結果、一昨年、深夜・休日時のサービス残業代を支払わせました。約600人が対象となり、一人数千円～数10万円、関連子会社では50万円以上も支払わせるなどの成果を勝ち取りました。

ひとりでも

一方的な雇止め
撤回させました
組合に加入して
希望がわいた

これまで契約更新を繰り返し働いていましたが、突然、ある人は契約期間1カ月に短縮、ある人は辞めてもらうと通告され、パート職員だけで労働組合をつくりました。さまざまな労働組合の援助を受け、全員の雇用を継続させました。まとめて交渉できるということはすばらしいことです。

組合では、十分な介護サービスを提供できるようパート職員への業務研修を要求しています。それには職員の身分の安定が不可欠であり、定期昇給やボーナス、退職金制度の実現をめざしています。一人で悩んだり、あきらめず、労働組合に加入すれば希望が生まれることを実感しています。



山本智津子
(医労連名古屋福祉施設協会分会)

加入できます

ご相談は愛労連へ

愛知県労働組合総連合 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館
Tel 052(871)5433 Fax 052(871)5618

あなたを守るために 仲間と力をあわせよう

愛労連

(愛知県労働組合総連合)は、52000人の組合員を擁する労働組合です。国家公務員や地方自治体の職員、医療や介護職場に働く労働者、建設・運輸、金属・機械労働者、商業・サービス労働者などが参加しています。会社の一方的な首切りや賃金切り下げなどに、みんなが力をあわせてやめさせるなど、労働者の生活と権利を守るために、日夜奮闘しています。愛労連は「労働相談110番」を設置し、働く人からの相談に親切に応え、解決のためにがんばっています。ひとりでも加盟できる「ローカルユニオン」もあります。愛労連は、労働組合のない職場で働くみなさんの加入をよびかけています。くらしと権利を守るために力をあわせましょう。



こんなにいます、頼れる仲間 (愛労連加盟の労働組合)

自治体職員

市町村で働く職員、保育士、学校給食、学校事務職、清掃職員など。



医療・介護

病院や老人保健施設などで働く看護師・薬剤師・ヘルパーなどの仲間。



国家公務員

労基署や職安職員、法務局や社会保険事務所・税務署などの省庁で働く仲間。



教職員

県立高校の教員や事務職員・公立小中学校の教員・私立小中高の教員の仲間。



福祉・保育

特別養護老人ホームやデイサービスなどの介護職員、保育士や調理士、学童保育の指導員などで働く仲間。



交通・運輸・建設

JRの運転士、トラックやダンプ・タクシーの運転手、建設関連で働く仲間。



化学

塗料や化学原料の工場働く仲間。



金属・機械・製造業

鉄工所・コンピューターなどの情報機器関連・自動車部品や織機・ポンプなどの機械製造業などで働く仲間。



印刷・出版

印刷・新聞・出版関連で働く仲間。



通信・金融

NTT・郵政公社・銀行・証券・損保で働く仲間。



商業・サービス

弁護士事務所・販売店・生協で働く仲間。



愛労連はとりくんでいます

若者に雇用と未来を

雇用・失業問題は深刻です。とくに若者の失業率は10%近くにのぼり、就職難が深刻です。いま青年が力をあわせ、国に対して雇用保障せよと署名にとりくんでいます。愛労連はリストラ・人減らしをすすめる大企業にも申し入れをして、新規学卒者や若者の雇用を拡大するよう要請しています。

「不払い残業」一掃や年金改悪・消費税増税に反対

愛労連は、数年前からサービス残業をなくす運動をすすめてきました。最近、トヨタ自動車や中部電力でも数億円の残業代が支払われました。また、来年にむけて年金の改悪や消費税増税がねらわれています。これではくらしがなりたちません。多くの県民と共同して改悪反対の運動をすすめています。

愛労連加盟全組合リスト

生協労連	052-703-3019	年金者組合	052-238-2680	福祉保育労	052-881-2971	全港湾	052-652-1421	郵産労	052-883-6981
きずな	052-883-6961	建交労	052-353-1911	映産労	052-509-2651	愛高教	052-261-8155	銀産労	052-883-6965
		全国一般	052-883-6977	検数労連	052-651-2449	国公	052-961-3801	東海法労	052-323-6848
		愛建労	052-931-5767	自治労連	052-916-2251	タクシー協議会	052-883-6953	通信労組	052-251-2790
		医労連	052-883-6955	JMIU	052-883-6984	全印総連	052-822-7310	私教連	052-881-4346